

フランス向け県産品テストマーケティング事業に係る企画提案募集要領

1 目的

この要領は、フランス向け県産品テストマーケティング事業について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務

(1) 業務名

フランス向け県産品テストマーケティング事業業務

(2) 業務の内容

別添1「フランス向け県産品テストマーケティング事業業務委託基本仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日(金)まで

(4) 提案上限額

3,950千円(消費税及び地方消費税を含む)

3 募集方法

公募型プロポーザル方式による。

4 応募に関する事項

本プロポーザルに応募できる事業者は、申請日において以下の項目のすべての要件を満たす単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体(以下「共同企業体」という)とする。

(1) 単独企業

- ① 日本国内に拠点があること。また、県との連絡調整や県内事業者への指導等を日本語により行うことができること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ③ 山形県税(山形県税に付帯する税外収入を含む。)及び消費税を滞納していないこと。
なお、山形県競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、滞納がないものとみなす。
- ④ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること(加入する義務のない者を除く。)
- ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑦ 山形県暴力団排除条例(平成23年8月1日施行)の規定により、次のいずれにも該当しない者であること。

イ 役員等(参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員に

よる不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められる者

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑧ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生及び再生手続きをしていないこと。

（2）共同企業体

① 各構成員が（1）②から⑧に掲げるすべての項目を満たしている者であること。

② 共同企業体の代表構成員は（1）①に掲げる項目を満たしている者であること。

③ 共同企業体が、2 つ以上の者により自主的に結成された者であること。

④ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の企業体の構成員ではないこと。

⑤ 次の事項を定めた協定書を締結していること、又は当該業務委託契約締結の日までに協定書の締結を予定していること。なお、契約締結の日において、協定書の締結が完了していない場合は、契約相手方としない。

ア 目的

イ 共同企業体の名称

ウ 構成員の名称及び所在地

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率

キ 構成員の責任

ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

コ 解散後の契約不適合責任

サ 取引金融機関

シ その他必要な事項

（3）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。

② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。

- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。

5 提出書類及び提出方法等

本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書（様式第1号） : 1部
- ② 事業者概要書（様式第2号） : 1部

<添付書類>

- ※1 会社概要等がわかるパンフレット等 1部（持参又は郵送の場合は6部）
- ※2 法人の履歴事項全部証明書（提出日において発行の日から3箇月以内のもの）、定款又は寄附行為、役員名簿、直近の決算書 各1部
- ※3 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明する書類（非課税のものを除く。） 次のア及びイ各1部
ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項に定める競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という）に登載されている者は、提出する必要はない。
- ア 山形県税：山形県に収めるべき税に未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（各総合支庁の発行する直近の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のもの。）
- イ 消費税及び地方消費税：消費税及び地方消費税の納税証明書（本社所在地 管轄の税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のもの。）
- ※4 ※2及び3に定める各種証明書等は複写したものでも差し支えない。
- ※5 共同企業体にあつては、すべての構成員について※1～3の添付書類及び4（2）⑤に記載の協定書の写しを提出すること。なお、申込時に協定書の締結が完了していない場合は、締結し次第提出すること。

- ③ 企画提案書（任意様式） : 1部（持参又は郵送の場合は6部）

※ 記載事項は（5）を参照すること。

- ④ ③の添書（様式第3号） : 1部
- ⑤ 法人の代表権を有する者が支店等の長に契約に関する権限を委任する場合（ただし、当該支店等の長が既に名簿に登載されている場合を除く）：委任状（様式第4号）及び実印の印鑑証明 各1部

(2) 書類の提出期限

- ① 参加申込書（様式第1号）、事業者概要書（様式第2号）、委任状（様式第4号）及び印鑑証明書

令和7年5月29日（木）午後5時

② 企画提案書及びその添書（様式第3号）

令和7年6月2日（月）正午

（3）提出先

「11 担当部局」へ提出すること。

（4）提出方法

持参、郵送又は電子メールによる。

- ・郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ・持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

（5）企画提案書の記載事項

企画提案書は、「仕様書」に基づき、以下の事項について記載すること。

① 事業の全体像（実施方針・事業概要を記載）

② テストマーケティングを実施する実店舗について

ア 実店舗と提案者との関係

イ 実店舗の立地、面積、コンセプト、取扱い商品、客層、来店者数など

③ 「仕様書」の3に基づく企画内容

ア 実店舗におけるテストマーケティングについて

- ・実施方法（実施時期・期間、商品輸送方法（参加者費用負担の考え方を含む））
- ・事業者数・選定にあたって重視するポイント、商品数・商品のイメージ（価格帯、大きさ、商材など）、現地での価格設定の考え方
- ・バイヤー等からの意見聴取の実施方針、想定されるバイヤーの概要、聴取件数
- ・現地消費者向けPR・情報発信手法（SNS等の投稿数など）
- ・来店者の反応及び販売データの収集・分析方法（想定するアンケート内容、アンケート聴取人数など）
- ・その他、テストマーケティングの効果を高める取組み（想定される取組み例：ECサイトでのテストマーケティング、複数店舗でのテストマーケティング実施、ワークショップ開催、現地デザイナーとの連携など）

イ フォローアップについて

- ・実施及び指導方針、個別面談で想定する指導内容
- ・現地バイヤー等からの問合せや商談のフォロー体制

ウ その他

- ・仕様書の「1 目的」に寄与するその他の提案内容、強み、アピールポイントがあれば記載

④ 業務の実施体制（業務責任者、業務担当者、連携体制等を記載）

⑤ 業務の実施スケジュール（業務の全工程を記載）

- ・本業務に係るおおまかな想定スケジュールは別添2「想定スケジュール」を確認すること。

⑥ 事業実績（過去に受託した類似事業の実績を記載）

⑦ 経費見積書（任意様式）

（6）その他

- ・提案は1事業者につき、1提案とする。
- ・提案は全て企画提案書に記載すること。
- ・企画提案書は日本語及び日本円を用いて作成すること。
- ・企画提案書は表紙、目次を除き、15頁以内とすること。A4判縦、両面、横書きとし、各頁下部には頁番号を付し、目次を付けること。

6 企画提案作成等に係る質問・問い合わせ

- （1）企画提案に関する一切の質問等は、別紙「フランス向け県産品テストマーケティング事業企画提案書作成に係る質問書（様式第5号）」により行うものとする。
- （2）質問書の提出は、電子メールにより日本語で行うものとし、件名を「フランス向け県産品テストマーケティング事業への問い合わせ」として「11 担当部局」あてに送付すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。

（3）質問書の受付期限

令和7年5月23日（金）午後5時

（4）質問書への回答

質問書への回答は、山形県産業労働部県産品・貿易振興課ホームページ上の募集要領掲載ページにて令和7年5月27日（火）までに掲載する。

ただし、質問者の独自企画に関わることなどについては、当該質問をした者のみに回答する。

7 審査方法、評価基準及び選定方法

- （1）審査は、山形県が設置する「フランス向け県産品テストマーケティング事業企画審査会」（以下「審査会」という。）において、企画提案書を審査する。審査会ではWEB会議ツールを活用し、提案者によるプレゼンテーションを実施する。
- （2）評価は以下の審査項目により行う。なお、それぞれの項目の配点及び審査の視点については、別添3「企画提案評価基準」を確認すること。
- ①基本的事項に対する評価
 - ②提案に対する評価
 - ③工程・実施体制の妥当性
 - ④経費積算の妥当性
- （3）上記評価基準に照らして採点し、評価が最も高い提案者1者（以下「最優秀者」という。）と、次点の提案者1者（以下「次点者」という。）を選定する。ただし、提出されたすべての提案について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀者を選定しない場合がある。
- （4）提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、その提案が契約の目的を十分に達成できる内容であると判断できるときは、当該者を最優秀者として選定する。
- （5）審査委員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

- (6) 提案者が無い場合には、本プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

8 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

- (1) 企画審査会の開催 : 6月6日（金）午後（変更となる場合あり。参加申込書の受領後、別途通知する。）
- (2) 審査結果通知 : 6月上旬
- (3) 契約締結 : 6月下旬（別途通知する。）

9 選考結果の通知と業務委託契約の締結等

- (1) 採否を問わず、提案者全員に対し文書により通知する。なお、最優秀者及び次点者には、その旨通知する。
- (2) 最優秀者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (3) 最優秀者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、山形県財務規則第135条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (4) 最優秀者と契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

10 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (3) 提出期限後における企画提案書等の再提出、差換えは一切認めない。
- (4) 募集及び契約については、山形県の都合により停止する場合がある。
- (5) 企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「11 担当部局」に提出すること。

11 担当部局

山形県産業労働部県産品・貿易振興課貿易振興係

住 所 : 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（県庁8階）

電 話 : 023-630-2355 F A X : 023-630-3371

メール : ykensanbo#pref.yamagata.jp（送信する際は、「#」の部分を「@」に修正すること。）